

令和6年度埼玉県スクールソーシャルワーカー(S S W)募集要項 (追加募集)

埼玉県教育委員会

埼玉県教育委員会は、いじめや暴力行為等の問題行動、不登校、子供の貧困、児童虐待等の課題を抱える児童生徒の就学支援、健全育成、自己実現を図ること、教育相談体制の充実や教員の資質の向上を図ることを目的として、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や技術を用いて児童生徒やその家庭への支援などを行うため、埼玉県スクールソーシャルワーカーを以下のとおり募集します。

1 応募資格

(1) 令和6年3月31日時点で、以下のアまたはイの要件を満たす者

ア 社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する者

イ 教育と福祉の両面に関して、専門的な知識・技術を有するとともに、過去に教育や福祉の分野において活動経験の実績がある者

※ただし、地方公務員法第16条の欠格事項に該当する者（次のいずれかに該当する者）は対象となりません。

- ・禁固刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・埼玉県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ・平成11年改正前の民法の規定による準禁治産者の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

※過去に「令和6年度埼玉県スクールソーシャルワーカー募集」「令和6年度埼玉県スクールソーシャルワーカー追加募集」へすでにご応募いただいた方は応募資格がありませんのでご遠慮ください。

2 選考

(1) 選考方法 書類審査及び面接

(2) 面接日・面接会場 書類が届き次第、個別にご連絡します

(3) 採用予定者名簿への登載

選考の結果、採用「可」とした者を「令和6年度埼玉県スクールソーシャルワーカー採用予定者」として名簿に登載します。

(4) 採用予定者名簿からの削除

次の事項に該当した場合には採用予定者名簿から削除します。

ア 応募資格を欠いていることが明らかとなった場合

イ 心身の故障その他により、スクールソーシャルワーカーとしての適性を欠くことが明らかとなった場合

(7) 補充任用候補者名簿への登載

採用予定者とならなかった者で、成績上位者は、希望があれば補充任用候補者として名簿に登載します。これは、欠員が生じ、補充の必要のある場合に当該名簿から任用する者であり、採用が保証されるものではありません。

3 選考に係る提出書類等

(1) 出願必要書類について

| 必要書類 | 応募資格 | 社会福祉士 精神保健福祉士 資格有 | 教育や福祉の分野 での活動経験有 |
|--|------|-------------------------|---------------------|
| ① 「令和6年度埼玉県スクールソーシャルワーカー(SSW)調書(追加募集)」 | | ○ | ○ |
| ② 採用結果通知用の封筒 ※長形3号(120×235mm)封筒に御自身の住所・氏名を記入し、120円切手を貼付 | | ○ | ○ |
| ③ 社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を証明する書類 ※厚生労働省が発行した登録証明書の写し。A4判の用紙で提出できるように、適宜縮小、拡大する。 | | ○ | |

(2) 留意事項

ア 上記①、②「令和6年度埼玉県スクールソーシャルワーカー調書(追加募集)」は、埼玉県生徒指導課のホームページからダウンロードし、両面印刷をして提出してください。

URL https://www.pref.saitama.lg.jp/f2209/chutai-boushi/r3_ssw.html

イ 上記③については、面接日に資格の確認を行いますので、必ず原本を持参してください。

ウ 応募の際に提出した書類は返却しません。

4 申込手続

(1) 申込先 埼玉県教育局県立学校部生徒指導課 総務・登校支援・中退防止担当
〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1 (埼玉県庁第二庁舎4階)

(2) 提出方法 郵送のみ

※封筒の表に「スクールソーシャルワーカー採用選考(追加募集)書類在中」と朱書きしてください。

※簡易書留等によらない場合の事故については、一切責任を負いません。

※応募の前に、応募状況等の確認のため下記お問い合わせ先に電話連絡をお願いします。

5 任用

「令和6年度埼玉県スクールソーシャルワーカー採用予定者名簿」に登載された者については、原則、令和6年度において、スクールソーシャルワーカーとして任用します。

その後、医師が証明した胸部エックス線検査の診断結果(令和5年度内に実施したものの写し)等の書類を提出していただきます。

6 身分

会計年度任用職員

7 任用期間

1年間(令和6年4月1日から令和6年3月31日)予定

※採用後1月間は条件付採用期間となります。なお期間中の勤務日数に応じて条件付採用期間を延長する場合があります。

8 職務

- (1) 問題を抱える児童等が置かれた環境への働き掛け
- (2) 関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整
- (3) 学校内におけるチーム体制の構築、支援
- (4) 保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供
- (5) 教職員への研修活動等
- (6) 校内のいじめ防止等の対策の組織に関すること

9 勤務条件等 ※勤務条件は変更となる場合があります。

(1) 勤務先

- ア 市町村教育委員会（政令市、中核市を除く。）
支援対象：勤務する市町村の小中学校及び在籍する児童生徒
 - イ 県立高等学校（全日制課程）
支援対象：拠点校かつ対象校及び在籍する生徒
 - ウ 県立高等学校（定時制課程）
支援対象：拠点校かつ対象校及び在籍する生徒
 - エ 県内各教育事務所
支援対象：各教育事務所管内の県立学校（特別支援学校含む。）及び在籍する児童生徒
 - オ きたうらわ相談室（オンライン相談を含む）
支援対象：県立学校に在籍する生徒
- ※勤務先は、県教育委員会が決定するものとする。

(2) 勤務日数・勤務時間等

- ア 市町村教育委員会
原則年間90日以内の勤務（週2日以内の勤務）
午前8時30分から午後5時00分までのうち連続した6時間（休憩時間を除く。）
割振りは、別途所属長が定める。
- イ 県立高等学校（全日制課程）
原則年間45日～135日以内の勤務（週1日～週3日以内の勤務）
午前8時30分から午後5時00分までのうち連続した6時間（休憩時間を除く。）
割振りは、別途所属長が定める。
- ウ 県立高等学校（定時制課程）
原則年間135日以内の勤務（週3日以内の勤務）
午前8時30分から午後9時45分までのうち連続した6時間（休憩時間を除く。）
割振りは、別途所属長が定める。
- エ 県内各教育事務所
原則年間135日以内の勤務（週3日以内の勤務）
午前8時30分から午後5時00分までのうち連続した6時間（休憩時間を除く。）
割振りは、別途所属長が定める。
- オ きたうらわ相談室（オンライン相談を含む）
原則年間90日以内の勤務（週2日以内の勤務）
午前8時30分から午後5時00分までのうち連続した6時間（休憩時間を除く。）
割振りは、別途所属長が定める。
- カ 有給休暇制度有り

(3) 報酬等

- ア 日 額 10,040円（予定）
 - イ 期末手当 報酬月額に期別支給割合及び在職期間別割合を乗じて得た額を支給
- ※原則として、一会計年度における任期が6か月以上で、基準日（6月1日、12月1日）に在職する者に支給
- ウ 費用弁償 通勤、出張に係る交通費相当分を別途支給

(4) その他

令和6年度予算の状況により、勤務条件等に変更が生ずる場合がありますので、予め御承知おきください。

10 問い合わせ先

埼玉県教育局県立学校部生徒指導課 総務・登校支援・中退防止担当
電 話 048-830-6906